

第7項 まちの美化を進める

(1) 現況

区は、空き缶やたばこの吸い殻などのポイ捨てや、落書行為を防止し、地域の環境美化の促進を図るため、「練馬区ポイ捨ておよび落書行為の防止に関する条例」を平成9年に制定しました。

その後、喫煙者の喫煙マナーや受動喫煙といったたばこ問題への関心が高まる中で、区民から歩行喫煙やたばこのポイ捨てなどの迷惑な喫煙行為に対する意見などが数多く寄せられるようになりました。そこで、喫煙マナーの向上および安全で快適な歩行空間を図るため、平成21年10月、新たに「練馬区歩行喫煙等の防止に関する条例」を制定、平成22年4月に施行しました。

区は、まちの美化を進める両条例の普及・啓発を推進するため、区民や事業者が行う環境美化活動を積極的に支援するとともに、様々な啓発キャンペーンを行っています。特に、歩行喫煙など迷惑な喫煙行為については、「練馬区歩行喫煙等の防止に関する条例」の周知キャンペーンやマナーアップ指導員による注意指導等の事業を実施しています。

また、まちの美化を進めるために落書き対策、あき地の適正管理、カラス対策に取り組んでいます。

落書きは平成13年をピークにして、苦情・消去面積ともに、減少傾向にありましたが、近年は微増の傾向が見られており、引き続き防止の啓発と消去に努めています。

あき地については、所有者に対して適正管理の依頼を行い、申し出のあった所有者に有料による除草と草刈機の貸し出しを行いました。

カラス対策として、繁殖期にカラスが人を威嚇・攻撃する場合に限って、その原因となる巣の撤去や、巣立ち前に落下してしまったヒナの捕獲を行っています。都会のカラスはごみをエサにして繁殖していますので、根本的な解決のためには、区民一人ひとりが、ごみの分別を正しく行いごみの集積所を適正に利用していただくなどの必要があります。

これらのまち美化を進めるために、区報やホームページによる広報や町会掲示板等へのポスターの掲示など啓発にも取り組んでいます。

(2) 具体的な取組

練馬区環境清掃推進連絡会

区には過去に、町会・自治会を中心とした環境・清掃・リサイクルの分野に分かれた3つの住民組織「びん・缶街区路線回収連絡会」、「清掃協力会」、「環境美化推進地区連絡協議会」がありました。平成15年7月、これらの組織を統合し、またこれまでの組織に参加していなかった町会・自治会にも参加を呼びかけ、地域のまち美化および清掃・リサイクルについて区民と共に行動し、更なる発展を目指す「練馬区環境清掃推進連絡会」が発足し、さまざまな活動を続けています。

平成 23 年度は、区と協働し、5 月・11 月の区内一斉清掃事業を実施しました。また、茨城県筑波宇宙センター・地質標本館・キリンビアパーク取手（環境配慮型工場）の施設見学会や町会・自治会に対してエコライフチェック事業への参加協力の呼び掛け、「都市と緑が共存する社会づくり」を提唱する井口浩講師による講演会の開催など、各種普及啓発事業を実施しました。

啓発活動

① 区内一斉清掃（ごみゼロデー）

町会・自治会等で構成される練馬区環境清掃推進連絡会と区が協働し、毎年 5 月と 11 月の最終日曜日を「区内一斉清掃事業日（ごみゼロデー）」と定め、地域のまち美化および清掃・リサイクルを推進しています。

平成 23 年度は、5 月 29 日および 11 月 27 日に、町会・自治会等が中心となって地域の清掃を行いました。

区内一斉清掃の取り組み状況を把握し、今後の事業の参考とするため、町会・自治会等に対して、アンケート調査を行いました。11 月のアンケート結果によると 98 団体 4,918 人が活動に参加しました。



区内一斉清掃の様子

② クリーンキャンペーン等

ボランティア団体や、青少年育成地区委員会などが主催するクリーンキャンペーン等に対し、職員の派遣や清掃用具等の貸出し等の支援を行いました。

③ 歩行喫煙等の防止条例周知キャンペーン

歩行喫煙やたばこのポイ捨て等の禁止を呼びかけ、安全で快適な歩行空間を確保するために、区内の駅において「練馬区歩行喫煙等の防止に関する条例」（平成 22 年 4 月施行）の周知キャンペーンを行いました。啓発用ティッシュペーパーの配布を行い、また歩行喫煙者に対しては携帯用吸い殻入れを配布し、まちの美化の推進、喫煙マナーの向上を訴えました。



キャンペーンの様子

④ マナーアップ指導員による巡回活動

平成 21 年 12 月から、歩行喫煙等をなくすため、マナーアップ指導員による巡回

指導を開始しました。区内および区民が利用する合計 24 駅において、駅周辺を中心に巡回し、歩行喫煙者に対し「練馬区歩行喫煙等の防止に関する条例」の周知と注意・指導を行っています。

⑤ 路面表示シートの貼付

区は、道路や公園などの公共の場所での歩行喫煙やたばこのポイ捨てをなくすため、区内の駅周辺の道路などに啓発用の路面表示シートを貼付しています。平成 23 年度末現在、約 1,500 箇所貼付を行いました。

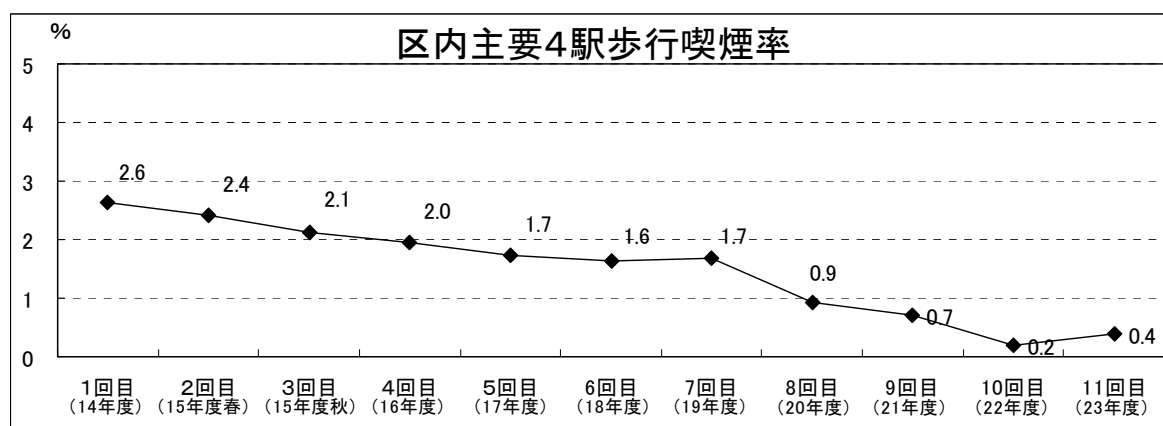


路面表示シート

各種調査

① 歩行喫煙率調査

区内主要 4 駅（練馬駅・大泉学園駅・光が丘駅・石神井公園駅）における歩行喫煙状況の実態を把握するために、それぞれの駅周辺で 5 か所の定点を設け、平日朝 7 時 30 分から 8 時までの 30 分間、職員等の目視により、歩行者に占める歩行喫煙者の割合を調査しました。この調査は平成 14 年度から年 1 回（平成 15 年度は春・秋の 2 回）実施しており、今回で 11 回目です。

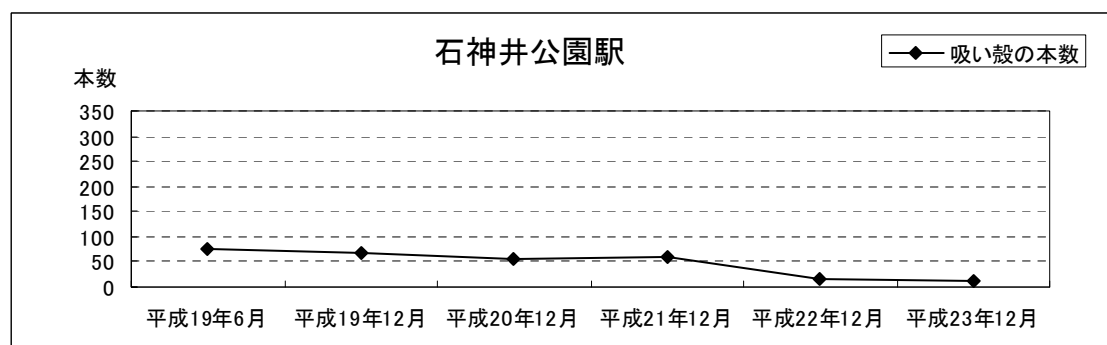
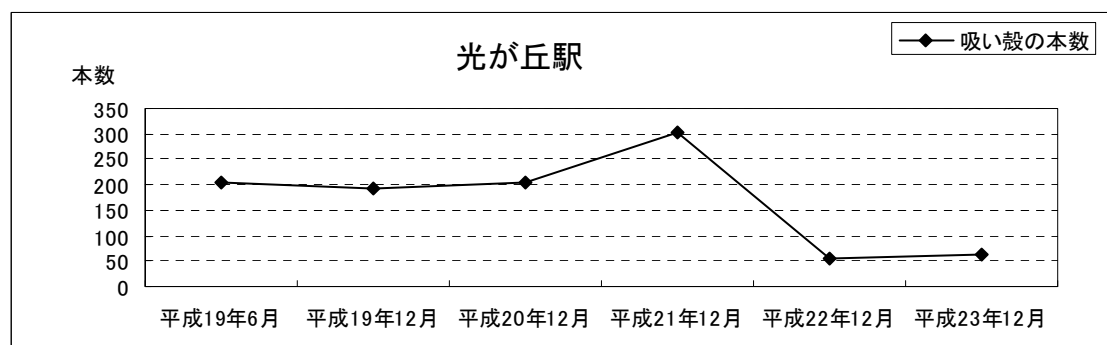
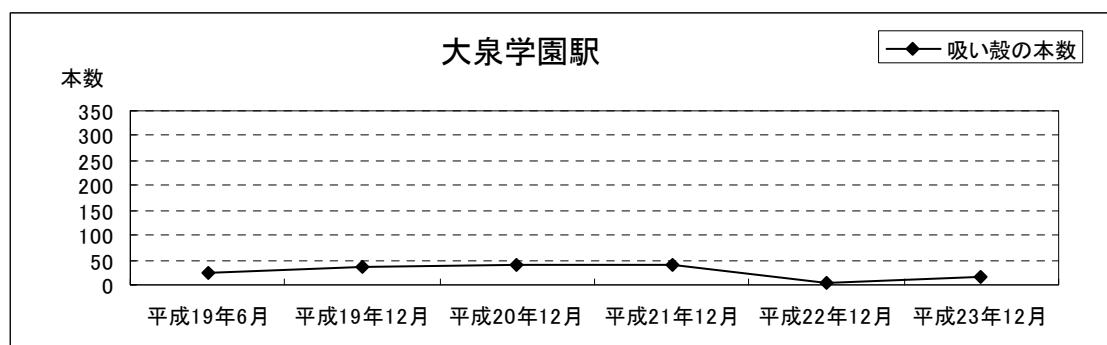
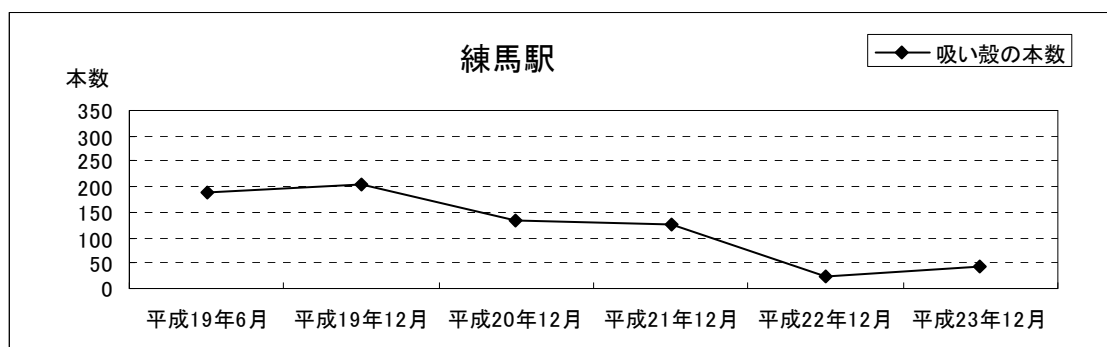


平成 14 年度当初は 2.6% でしたが、減少し続け、平成 22 年度の調査では 0.2% と大きく改善しました。平成 23 年度調査では 0.4% と微増しましたが、おおむね低水準で推移しています。

② ポイ捨て実態調査

練馬区内主要 4 駅（練馬駅・大泉学園駅・光が丘駅・石神井公園駅）におけるたばこのポイ捨ての現況を把握するために、それぞれの駅周辺 3 か所で平日朝 9 時にポイ捨てされているたばこの吸い殻を集めた本数を計数しています。

結果は次表のグラフのとおりです。



平成22年度調査と比べ、主要4駅の全てでポイ捨てされているたばこの吸い殻は微増しています。

今後も継続してこれらの調査を行うことにより、喫煙マナーの実態把握に努め、歩行喫煙等をなくすためのさまざまな施策に活用していきます。

③ 喫煙所の設置

区は、平成 19 年 12 月に歩きたばこ・たばこのポイ捨てが多い練馬駅周辺 3 か所に喫煙所を設置しました。その後、平成 22 年 4 月に施行された「練馬区歩行喫煙等の防止に関する条例」を踏まえ歩行喫煙やたばこのポイ捨てをなくすための対策として、順次、駅周辺に喫煙所を整備しています。平成 23 年度末現在、練馬駅、大泉学園駅、富士見台駅、中村橋駅、光が丘駅の 5 駅 8 か所に喫煙所を設置しています。

まち美化活動の推進

① 環境美化推進地区

地域の環境美化の推進を図るため、積極的に環境美化活動に取り組んでいる町会・自治会等を「環境美化推進地区」に指定しています。指定場所は、町会・自治会等の活動地域や駅前など人通りが多い所です。区は、指定された町会・自治会に対して清掃用具を提供するなどの支援を行っています。

平成 23 年度末現在指定している環境美化推進地区は、次の 37 団体の活動地域です。

大泉学園緑町会	大泉住宅共栄会	大泉町二丁目町会	区営上石神井一丁目第 2 アパート自治会
小竹町会	栄町町会	桜台一丁目町会	桜台自治会
桜台親和町会	さんろく自治会	下石神井千川町会	石神井小関町会
石神井ハイツ自治会	都営 上石神井団地自治会	豊玉第一町会	仲一自治会
仲町二丁目町会	仲町五丁目町会	中村西町会	練馬一丁目原町睦会
練馬区北園町会	練馬区向山町会	練馬区 関町北三丁目町会	練馬中央自治会
羽沢町会	橋戸町会	早宮一丁目自治会	早宮 3・4 丁目町会
光が丘第一自治会	光が丘パークタウン いちよう通り東第一団地 管理組合	氷川台ひばりが丘睦会	富士見台町会
平和台一丁目町会	南田中団地第一自治会	南田中団地 第二自治会	南田中団地 第三自治会
南田中団地 第四自治会			

このほかに、練馬駅周辺を、区長が特に必要があると認めた地域として指定しています。

② 環境美化活動団体

区民による自主的清掃活動を支援するため、一定の要件を満たす団体を「環境美化活動団体」として登録していただき、清掃用具を提供しています。平成 23 年度は 151 団体（町会・自治会、ボランティア団体）が登録し、区内各地で清掃活動が行われました。

③ 環境美化推進委員

区民・事業者・行政の関係各団体から推薦を受けた方を環境美化推進委員として委嘱し、まちの美化を進める普及・啓発に関して、様々な意見交換を行っています。

ボランティア駅前清掃事業

平成 11 年度から 16 年度まで実施していた区内 20 駅周辺の駅前清掃委託事業は、ポイ捨て防止の普及啓発にも効果があり、駅前地区の住民等に事業の周知度が増すなど、一定の成果をあげてきました。その後、地元住民の『我がまち』意識に基づく、自主的自発的清掃活動の促進を図るために、新事業として平成 17 年度から、地元の商店会や町会・自治会、ボランティア団体の協力を得て、ボランティア清掃組織を立ち上げ、区は協力団体に対し、傷害保険の加入や清掃用具などの支援をしています。

平成 23 年度末現在、次表の 16 駅で 37 団体がボランティア清掃を実施しており、今後も順次拡大していく予定です。

【石神井公園駅】（11 団体）

練馬まち環境倶楽部、石神井町和田町会、都営石神井町二丁目アパート自治会、南田中団地第四自治会、石神井町石神町会、石神井公園商店街振興組合、石神井町池淵町会、練馬地域福祉ハートフルアクターズ、石神井ハイツ自治会、全労災練馬区共済会、練馬区白百合福祉作業所

【大泉学園駅】（5 団体）

東大泉中村町会、東大泉井頭町会、大泉学園駅前商店連合会、家庭倫理の会練馬区大泉学園駅、東京学芸大学附属国際中等教育学校

【光が丘駅】（1 団体）

光が丘地区住民組織連合協議会

【氷川台駅】（1 団体）

早宮一丁目自治会

【新桜台駅】（2 団体）

羽沢町会環境美化委員会、栄町町会

【江古田駅】（1 団体）

栄町町会

【桜台駅】(1 団体)

桜台一丁目桜クラブ

【練馬春日町駅】(1 団体)

春日町シニアクラブ

【新江古田駅】(1 団体)

豊玉東寿会

【平和台駅】(1 団体)

サンサンクラブ

【武蔵関駅】(1 団体)

練馬関町リサイクルセンター活動機構

【練馬駅】(6 団体)

練馬一丁目原町睦会、南町小安全・安心ボランティア、練馬中央自治会、練馬アーケード商店会、練馬本町通り自治会、真如苑有志

【豊島園駅】(1 団体)

南町小安全・安心ボランティア

【富士見台駅】(1 団体)

フラワーフルクリーン富士見台管理委員会

【中村橋駅】(2 団体)

家庭倫理の会練馬区中村橋会場、富士見中学校生徒会

【上石神井駅】(1 団体)

上石神井クリーン推進連絡会

落書き対策

落書きは犯罪であり、まちの美観を損ねるものです。区は環境美化の観点から、民家の塀や壁に落書きされた場合、被害者からの申請に応じて、消去しています。

落書きに関する苦情件数、および区が消去した件数等は次表のとおりです。

年度	苦情件数	消去件数	消去箇所数	消去面積
平成 19 年度	6 件	9 件	9 箇所	129 m ²
平成 20 年度	16 件	13 件	16 箇所	92 m ²
平成 21 年度	9 件	12 件	16 箇所	123 m ²
平成 22 年度	17 件	24 件	27 箇所	341 m ²
平成 23 年度	34 件	35 件	38 箇所	373 m ²

あき地の管理の適正化

区は、あき地の管理の適正化を図るため、「練馬区あき地の管理の適正化に関する条例」を施行しています。あき地（現に人の使用していない土地）に雑草が繁茂すると、生活環境を著しく損ない、防犯上も好ましくないことから、本条例に基づき、あき地の所有者（管

理者) に対して、適正管理に関する指導や勧告を行っています。

区では草刈機の貸出しや、自分で除草できない方に対しては有料で除草を行っています。

年度	草刈機		除草	
	貸出件数	貸出台数	延べ件数	延べ面積(m ²)
平成 19 年度	53	58	91	20,243
平成 20 年度	53	67	82	16,614
平成 21 年度	49	60	86	17,599
平成 22 年度	40	47	74	14,191
平成 23 年度	36	46	84	16,765

カラス対策

カラスは繁殖のために3月頃から巣をつくり、卵を産みます。6～7月にヒナが巣立ちをするまで、親カラスはヒナを守るために神経質になり、巣やヒナの周辺を人が通行するだけで威嚇・攻撃することがあります。

そのため区では、親カラスが人を威嚇・攻撃する危険な状況にある場合、鳥獣保護法に基づく許可を得て、その原因となる巣の撤去・処分と、巣立ちできずに落下してしまったヒナの捕獲・処分を行っています。撤去・処分した巣、卵、ヒナの数は次表のとおりです。

年度	巣の撤去・処分	巣の中の卵	巣の中のヒナ	落下ヒナの撤去・処分
19	97	91	116	31
20	84	84	76	30
21	70	46	82	36
22	98	59	96	26
23	55	19	69	16

カラス対策としては、ごみの分別を正しく行い生ごみを減らす、カラスの餌場となっているごみ集積所の適正利用を徹底する、防鳥ネットを利用する、日傘や帽子を利用するなど、日常生活のちょっとした心配りで実行できることがあります。

(3) まちの美化を推進するために

歩行喫煙等対策

喫煙対策については区民の関心が高く、たばこのポイ捨てなどの違反行為が多く見られるとの指摘や「喫煙等禁止地区」の指定、過料の適用の開始要望など、さらなる対策強化を求める声が寄せられています。

現在、区は「練馬区歩行喫煙等の防止に関する条例」の周知および歩行喫煙をなくすために、ホームページおよび区報でのPRをはじめ、マナーアップ指導

業務や路面表示シートの貼付、各種キャンペーンを行っています。キャンペーンにおいては、町会・自治会、事業者をはじめ、区民等と協働して、駅頭における啓発キャンペーンや清掃活動に継続して取り組んでいます。

今後も区は、一定のルールを設けながらも、区民一人ひとりのマナー向上を目指し、モラルに訴える取組みを強化しながら安全で快適な歩行空間の確保を図っていきます。

「美しいまち ねりま」を目指して

落書きを放置しない、ごみのポイ捨てがないといったまちの美観が保たれている地域は、その地域に住む住民一人ひとりのモラルが高く、住むまちに対しての愛着や関心が強いものです。また、区民が主体的に環境美化活動に参加することは、地域への愛着を深めるだけでなく、その地域の住民同士の結束を強くするため、地域コミュニティの活性化にも寄与しています。そのようなまちには、住民の監視の目が行き渡り、犯罪の抑止力が働くといえます。

区は、今後も環境美化活動を行う区民や事業者に対して支援を行うだけでなく、新たに活動に参加したい区民や事業者に対して積極的な情報提供や啓発活動にも一層努め、多くの区民がまちの美化に関心を持って、積極的に参加できる仕組みを構築していきます。

区、区民、事業者がそれぞれの役割を認識し、協働を進めていくことで、安全で安心な「美しいまち ねりま」の実現を目指していきます。

